

## 「鳴門市若者条例制定審議会」公募委員募集要項

### 1. 目的及び内容

鳴門でできることを若者と一緒に考え、つくり上げていくまちづくりを目指す「(仮称)若者条例」の策定にあたり、条例を調査審議していただく委員を募集します。同審議会は、学識経験者、関係団体の職員、教育関係者及び公募による市民などで構成します。

### 2. 募集人員 2名程度

### 3. 任期 委嘱から審議終了まで

### 4. 開催回数 今年度3回、来年度2回程度で平日開催予定

※第1回条例審議会は、令和8年7月23日(木)10時～開催予定

### 5. 報酬 1回につき5,000円(※交通費などの支給なし)

### 6. 応募資格要件

以下の要件を全て満たす方。

- (1)高校生から30代くらいまでの方で、市内在住・在学・在勤者や、市外在住の鳴門出身者など鳴門と関わりがあり、鳴門の未来に興味がある方。
- (2)市税などに滞納額がない方
- (3)主に平日に開催される若者条例制定審議会に出席し、審議において積極的に発言していただける方
- (4)現職の国、県、市の議会議員または公務員でない方
- (5)拘禁以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過している方
- (6)政治活動や布教活動に利用しない方
- (7)暴力団の構成員等でない方

※応募資格要件を満たしているかどうか、氏名等を警察ほか関係機関にあらかじめ照会することがありますので、ご了承ください。

## 7. 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、持参、郵送、メールにより提出してください。  
応募用紙は、市公式ウェブサイト新着情報からダウンロードできます。

## 8. 募集期間等

募集開始の日から令和8年7月17日(金)まで

- (1)持参の場合は、応募期間中の平日の午前8時30分から午後5時15分までの間、受け付けます。
- (2)郵送の場合は、令和8年7月17日(金)までの消印があるものに限り受け付けます。
- (3)メールの場合は、令和8年7月17日(金)午後5時15分まで受け付けます。
- (4)応募書類は、返却しないものとしますのであらかじめご了承ください。

## 9. 選考方法

応募書類により選考を行います。

### 【応募・問い合わせ先】

〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170

鳴門市役所 市民環境部 市民協働推進課

電話番号:088-684-1375

メール:[shiminkyodo@city.naruto.i-tokushima.jp](mailto:shiminkyodo@city.naruto.i-tokushima.jp)